

金額が1億円以上の 工事に係るもの (二) 請負対象額計 金額が1億円未満 の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興 局長
5 同規則第21条第1 項の規定による見積 書の提出者の決定 (一) 請負対象額計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象額計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	○		○				○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長
6 同規則第22条の規 定による請負契約の 相手方の決定 (一) 請負対象額計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象額計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	○		○				○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長
7 同規則第23条の規 定による権利義務の 譲渡等の承認 (一) 請負対象額計 金額が5億円以上 の工事 (請負契約 の締結後に請負対 象額計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象額計金 額が5億円以上と なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計 金額 (請負契約の 締結後に請負対 象額計金額を変更し た場合)あつては 、当初の請負対象 額計金額 (変更後 の請負対象額計金 額が5億円以上と なる場合を除く。)が5億円未満 の工事に係るもの	○		○					
8 同規則第23条の規 定による下請者等に 関する報告の要求							○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長
9 同規則第20条第1 項の規定による工事 の監督の委託 (一) 請負対象額計 金額が5億円以上 の工事 (請負契約 の締結後に請負対 象額計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象額計金 額が5億円以上と なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計 金額 (請負契約の 締結後に請負対 象額計金額を変更し た場合)あつては 、当初の請負対象 額計金額 (変更後 の請負対象額計金	○		○					

<p>額が5億円以上となる場合を除く。)。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																
<p>10 同規則第20条第1項の規定による工事の監督の命令</p>							○						総合事務所 農林局長 地方農林振興局長				
<p>11 同規則第23条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p>							○						総合事務所 農林局長 地方農林振興局長				
<p>12 同規則第26条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））。(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○											○	総合事務所長 地方農林振興局長			
<p>13 同規則第26条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項（同規則第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上と</p>	○	○															

<p>なる場合を除く。)。(三)において 同じ。)が2億円 以上5億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの</p>	○																										
<p>14 同規則第30条第4 項の規定による工事 の内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対 象設計金額を変更し た場合にあつては 、当初の請負対象 設計金額(変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。)。以下(三)及び (四)において同じ)。が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○																										
<p>15 同規則第40条前段 の規定による工事の 内容の変更等 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対 象設計金額を変更し た場合にあつては 、当初の請負対象 設計金額(変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。)。以下(三)及び (四)において同じ)。が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (四) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○																										
<p>16 同規則第41条の2 第1項及び第2項の 規定による工事の施 工の一時中止 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事(請負契約 の締結後に請負対</p>	○																										

○ 総合事務所長
 地方農林振興
 局長

○ 総合事務所長
 地方農林振興
 局長

<p>象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○									○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>17 同規則第11条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○									○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>18 同規則第12条第1項の規定による工期の充滞の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。))が</p>	○										

<p>2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額) が2億円以上となる場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの</p>	○						
<p>19 同規則第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。) に係るもの (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額) が2億円以上5億円未満となる場合を含む。) が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額) が2億円以上となる場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○				
<p>20 同規則第12条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。) に係るもの (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額) が2億円以上5億円未満となる場合を含む。) が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象</p>	○	○	○				

<p>認計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象認計金額(変更後の請負対象認計金額が2億円以上となる場合を除く。)が2億円未満の工事に係るもの</p>																																																	
<p>21 同規則第13条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象認計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象認計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象認計金額(変更後の請負対象認計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの) (二) 請負対象認計金額(請負契約の締結後に請負対象認計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象認計金額(変更後の請負対象認計金額が5億円以上となる場合を除く。)が5億円未満の工事に係るもの</p>	○																																																
<p>22 同規則第15条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象認計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象認計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象認計金額(変更後の請負対象認計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (二) 請負対象認計金額(請負契約の締結後に請負対象認計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象認計金額(変更後の請負対象認計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																																
<p>23 同規則第18条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p>																						○																											
<p>24 同規則第19条第1項の規定による認計図書の変更の決定 (一) 請負対象認計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象認計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象認計金額(変更後の請負対象認計金額が5億円以上となる場合を除く。))に係るもの (二) 請負対象認計金額(請負契約の</p>	○																																																

	<p>締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																																										
<p>25 同規則第2条第1項(同規則第6条第2項において引用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p>	<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を含む。))が2億円以上5億円未満となる場合を含むもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>																																										
<p>26 同規則第7条第1項の規定による工事目的物の使用</p>	<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上</p>																																										

<p>2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>									○	総合事務所長 地方農村振興局長
<p>27 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 () 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (一) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)において同じ。) が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○									
<p>28 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)) が5億円未満の工事に係るもの</p>	○									
<p>29 同規則第9条第2項 (同規則第6条第2項において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額 (二)において同じ。) が1億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。) に係るもの (二) 請負対象設計</p>	○								○	総合事務所長

<p>した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>								○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>35 同規則第9条第1項及び第7条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が5億円未満の工事に係るもの</p>	○								
<p>36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>		○							○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金</p>	○								

<p>以上となる場合に 限る。) (3) (1)及び (2)以外のもの</p>							○	総合事務所長 地方農林振興 局長													○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長	
<p>3 農林土木工事に係 る請負契約の締結を 随意契約の方法によ ることの決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの</p>	○		○					○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長	
<p>4 農林土木工事に係 る請負契約の締結の 決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの</p>	○		○					○	総合事務所長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長	
<p>5 農林土木工事に係 る土地、水面等の測 量及び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円以上 3,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの</p>	○		○					○	総合事務所長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長	
<p>6 農林土木工事に係 る設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円以上 3,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの</p>	○		○					○	総合事務所長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長	
7及び8 略																							
<p>万円以上となる 場合に限る。) (3) (1)及び (2)以外のもの</p>																							
<p>3 農林土木工事に係 る請負契約の締結を 随意契約の方法によ ることの決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの</p>	○		○						○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長
<p>4 農林土木工事に係 る請負契約の締結の 決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上2億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの</p>	○		○						○	総合事務所長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
<p>5 農林土木工事に係 る土地、水面等の測 量及び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円以上 3,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの</p>	○		○						○	総合事務所長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
<p>6 農林土木工事に係 る設計又は監督の委 託の決定 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円以上 3,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの</p>	○		○						○	総合事務所長 地方農林振興 局長												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
7及び8 略																							

二 農林土木 工事に係る 鳥取県建設 工事施行規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同規則第5条第1 項又は第2項の規定 による契約書の作成 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額。以下(二) 及び(三)にお いて同じ。)が2 億円以上の工事に 係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○							総合事務所長 地方農林振興 局長
	2 同規則第4条第1 項(同規則第20条及 び第22条において準 用する場合を含む。) の規定による予定 価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○							総合事務所長 地方農林振興 局長
	3 同規則第5条(同 規則第20条において 準用する場合を含む。)の規定による最 低制限価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円以上 2億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○							総合事務所長 地方農林振興 局長
	4 同規則第9条第1 項の規定による入札 参加者の指名 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○							総合事務所長 地方農林振興 局長
	5 同規則第21条第1 項の規定による見積 書の提出者の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	○	○						総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長

二 農林土木 工事に係る 鳥取県建設 工事施行規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同規則第5条第1 項又は第2項の規定 による契約書の作成 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 設計金額。以下(二) 及び(三)にお いて同じ。)が2 億円以上の工事に 係るもの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上2億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの	○							地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
	2 同規則第14条第1 項(同規則第20条及 び第22条において準 用する場合を含む。) の規定による予定 価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上2億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの	○							地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
	3 同規則第15条(同 規則第20条において 準用する場合を含む。)の規定による最 低制限価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上2億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの	○							地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
	4 同規則第19条第1 項の規定による入札 参加者の指名 (一) 請負対象設計 金額が6,000万円 以上の工事に係る もの (二) 請負対象設計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの	○							地方農林振興 局長 日野総合事務 所長
	5 同規則第21条第1 項の規定による見積 書の提出者の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	○	○						地方農林振興 局長

<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○					○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長																	日野総合事務 所農林局長	
7 略																										
8 同規則第28条の規定による下請者等に関する報告の要求							○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長																○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長	
9 略																										
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令							○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長																○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長	
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求							○	総合事務所の 農林局長 地方農林振興 局長																	○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長
<p>12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○						○	総合事務所 農林局長 地方農林振興 局長																○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長
13 略																										

<p>）に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>17 同規則第1条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>
18~22 略				○	○	○	○	○	○	
23 同規則第18条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認				○	○	○	○	○	○	
24及び25 略										
26 同規則第7条第1項の規定による工事事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の	○	○	○	○	○	○	○	○	○	